



平成 22 年 2 月 24 日
内 閣 府
外 務 省
国 土 交 通 省

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針案に対する 意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和 57 年法律第 85 号）の一部改正（平成 21 年法律第 75 号）を踏まえ、「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」（昭和 58 年 7 月 5 日 内閣総理大臣決定）の改定を行います。これについて広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成 22 年 2 月 24 日（水）から、3 月 4 日（木）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 意見募集の対象

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針案

2. 意見募集要領

（1）意見募集期間

平成 22 年 2 月 24 日（水）～平成 22 年 3 月 4 日（木）

（2）意見提出方法

次の様式にならい、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で（3）の提出先へ提出してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見が複数ある場合には、1 枚の用紙（意見募集用フォームでは 1 件。以下同じ）に複数の意見を記入するのではなく、1 枚の用紙に 1 つの意見及びその理由を御記入ください（意見提出用紙 1 枚 1 意見、意見募集用フォーム 1 件 1 意見）。

（注意事項）

- ・ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 個人情報については、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合や、意見・情報がどのような立場からのものかを確認するために使用させていただくためにお伺いしているものです。
- ・ 以下の意見提出様式に記載した各項目についての記入漏れや、本記入要領に則して記

入されていない場合及び御意見が本件に関係しない場合には、御意見を無効扱いさせていただきます。

- ・ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

<意見提出様式>

宛先：内閣府北方対策本部企画係

件名：基本方針案への意見

氏名：

住所：

電話番号または電子メールアドレス：

意見内容：（該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

(3) 意見提出先

内閣府北方対策本部企画係 あて

①郵送の場合

〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
中央合同庁舎第4号館

②ファックスの場合 03-3581-0312

③電子メールの場合

下記 URL のフォームより送信してください。

<https://form.cao.go.jp/hoppo/opinion-0008.html>

※郵送の場合は封筒の表面に、ファックスの場合は件名に、「基本方針案への意見」と記載してください。

3. 問い合わせ先

内閣府北方対策本部企画係

電話：03-5253-2111（内線44492）